平成２６年度国立文楽劇場小ホール音響調整卓設備整備

仕様書

独立行政法人日本芸術文化振興会

国立文楽劇場部舞台技術課

調達の目的

独立行政法人日本芸術文化振興会国立文楽劇場小ホール（以下「小ホール」という）で使用する音響調整卓設備は、国立文楽劇場が催す自主公演及び劇場施設利用による公演において、音響業務の中心となる設備である。本件は経年劣化の進んだ小ホールの音響調整卓設備を更新し、必要な周辺機器架及びコンセント盤等の改修を行い小ホールの公演運営の効率向上を図ることを目的とする。

１．件名

平成２６年度国立文楽劇場小ホール音響調整卓設備整備

２．構成内容

調達する機器及び整備は次により構成する。

１．　音響調整卓
２．　コンセント盤
３．　周辺機器架
４．　その他

３．納入場所

独立行政法人日本芸術文化振興会国立文楽劇場小ホール

住所　大阪府大阪市中央区日本橋１丁目１２番１０号

４．納入期限

平成２７年３月３１日（火）

なお、機器の小ホールへの設置は、原則として平成２７年３月２９日（日）までに完了すること。

５．技術的要件の概要

（１）機器の性能が技術要件を満たしているか否かの判定は、国立文楽劇場小ホール音響調整卓設備整備技術審査委員会において、機器に関わる技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料により審査して行う。

（２）技術審査において機器性能等が要件に満たないとの判定がなされた場合は、不合格となり、落札決定の対象から除外する。

（３）提出された資料が不明解と判断されるときは、技術的要件を満たしていないとみなす場合がある。

6．技術的要件の詳細

本件調達物品に係る性能、機能及び技術等の要求要件は別紙のとおりである。

7．アフターサービス・メンテナンスの体制

（1）デジタル音響調整卓のメンテナンス実績があること。

（2）納入後少なくとも１０年間の保全計画書（平成２７年４月（２年目）以降の保守体制で、保証期限等がある部品交換を想定したもの）を提出できること。

（3）納入する機器の部品を供給できること。

（4）アフターサービス・メンテナンス体制が自社にあり、緊急時において、その当日中に対応が出来ること、また、それを証明するアフターサービス・メンテナンス体制表を提出すること。

8．施工場所

国立文楽劇場　３階　小ホール

9．その他

（1）自社製品だけで要求要件を満たせない場合は、他社製品を使用してもよい。

（2）機器設置場所は独立行政法人日本芸術文化振興会国立文楽劇場部舞台技術課（以下、舞台技術課という）の指示に従うこと。

（3）機器の運用に際しては、終日連続して使用できる耐久性及び安全性を持つシステムであること。

（4）機器は、別紙図面２で示した位置に取り付けること。

（5）既設機器を含む総合調整、動作試験及び総合性能測定を行うこと。

（6）施工の詳細については、舞台技術課の指示により実施すること。

（7）機器の搬入・据付・配線・接続・調整の費用は、供給者側の負担とすること。

（8）納入機器の施行図面・回線系統図・試験測定表・取扱説明書（日本語）をまとめたものを３部提出すること。

（9）配管配線等の振動騒音を伴う作業は、関係各所との連携をとり、劇場運営等に影響を及ぼさないように調整し、施工すること。

(10) 作業日程は、舞台技術課と別途協議し工程表を提出すること。

(11) 電源設備は、舞台技術課の指示する電源盤及びコンセントを使用すること。

(12) 機器の設置については、耐震処理を施すこと。

(13) 機器の操作方法、取扱いについては、音響スタッフに５日程度の講習会の場を設け指導すること。

(14) 納入機器に対し、平成２８年３月までの保証期間を設けること。保証期間内にお

いて、明らかに利用者側の原因と判断される以外の故障・異常については、無償で修理又は交換を行うこと。また故障・異常が発生した場合、速やかに対応、修理すること。

(15) 現在使用している音響調整卓及び付帯機器の撤去後は適正な処分を実行し、処分報告書を舞台技術課に提出すること。また、処分にかかる費用は供給者側の負担とすること。

(16) 舞台技術課が指示または定めた諸事項について、供給者はその指示に従うこと。

(17) 場内施設等を汚損または破損したときは、舞台技術課に報告し現状復帰すること。

(18) 本件調達物品の供給者は、文部科学省発注工事請負等契約規則別記第３号物品供給契約基準、本仕様書及び図面に基づき物品を納入すること。

別紙

技術的要件の詳細

１．音響調整卓

（１） 音響調整卓本体　　1式

① STUDER 社 VISTA1 32F と同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。
② マイク、ライン入力は３２チャンネル以上とすること。
③ ライン出力は３２チャンネル以上とすること。
④ デジタル入力は AES/EBU８チャンネル以上とすること。
⑤ デジタル出力は AES/EBU８チャンネル以上とすること。
⑥ 電源は二重化すること。
⑦ 設置は、はねあげ式とし、非使用時には格納できること。
⑧ 格納時には固定できること。また、調整卓操作面を保護できる構造とすること。
⑨ サイドテーブルを付属させること。

（２） 追加入出力機　　1式

① STUDER 社 D21m 入出力システムと同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。
② ライン入力は４０チャンネル以上とすること。
③ ライン出力は２４チャンネル以上とすること。
④ デジタル入力は AES/EBU８チャンネル以上とすること。
⑤ デジタル出力は AES/EBU８チャンネル以上とすること。
⑥ 小ホール常設周辺機器の入出力をすべて接続すること。
⑦ 電源は二重化すること。
⑧ 周辺機器架１へ設置すること。

（３） リモート卓　　1式

① STUDER 社 VISTA Compact Remote と同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するものとすること。
② 広間音響室（４階)、小ホール客席、文楽劇場中継室で使用できるよう、それぞれに専用回線を敷設すること。
③ リモート卓を設置できるテーブルを付属させること。

（４） モニター切替機　　1式

① 小ホールの音響調整に必要な音声をモニターできる機器とすること。
② 音響調整卓バスライン、エアーモニター、ＰＦＬ、ＡＵＸ ＩＮの各系統の信号をミックスするマトリクスとし、各系統が個別に音量調整できること。
③ Ｌ、Ｒの２系統とすること。
④ ＰＦＬ及びカゲアナウンス使用時は、自動的にそれぞれのディマーレベルになること。

⑤ 周辺機器架１へ設置すること。

（５） モニタースピーカー　　　　　　　　　　　　２台

① ADAM社A5Xと同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。

② 音響調整卓前面壁に固定すること。

（６） 外部ディスプレイ　　　　　　　　　　　　　２台

① Panasonic社BT-LH2170と同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。

② アームなどで音響調整卓前面壁に取付け、可動式とすること。

③ 小ホール正面カメラ映像、音響用カメラ映像、スペクトラムアナライザー画面及び音響調整卓設定画面を分配しそれぞれに入力すること。

（７） 外部メーター　　　　　　　　　　　　　　　１式

① プロセニアム、サイドＬ、サイドＲ、運営、ロビー、モニター切替機Ｌ、モニター切替機Ｒの７系統のＶＵメーターを装備すること。

② ７個のメーターを１つの箱に入れて音響調整卓前面壁に固定すること。

③ プロセニアム、サイドＬ、サイドＲ、運営、ロビーの信号はアンプ出力とし、プロセニアムは各アンプ出力を混合すること。

④ ０ｄＢ、＋１０ｄＢ、＋２０ｄＢのゲイン切替えができること。

⑤ メーター幅は１個当たり９０ｍｍ以上とすること。

⑥ メーターは自照式とすること。

２．コンセント盤

（１） 調整卓コンセント盤

① 周辺機器架左側に設置すること。

② 小ホールのすべての音響回線を集約すること。

③ 音響調整卓コンセント盤と小ホール電力増幅架間に、必要な音声回線と制御回線を敷設すること。

④ 音響調整卓コンセント盤と小ホール４階調整室間にＬＡＮ回線２回線を敷設すること。

⑤ 音響調整卓コンセント盤と文楽劇場中継室コンセント盤間にＬＡＮ回線２回線及び外部入出力用光回線（ＭＡＤＩ）を敷設すること。

⑥ ＸＬＲ、スピコン、バンタム、ビデオ、イーサコンのレセクタプルで構成すること。

（２） 下手袖コンセント盤

① 舞台上の回線を集約すること。

② 既設コンセント盤と同じ位置に設置すること。

③ 既設コンセント盤を改修しても構わない。

④ 下部に舞台コンセント（舞台中下手）を設置すること。

（３） 舞台コンセント

① 舞台中マイクコンセントとして下手８回線、上手８回線を設置し、下手袖コンセント盤及び調整卓コンセント盤に接続すること。

② 舞台中スピーカーコンセントとして下手４回線、上手４回線を設置し、下手袖コンセント盤及び調整卓コンセント盤に接続すること。

③ 舞台ＸＬＲコンセントをすべてメス型に変更すること。

④ 各舞台コンセントに８ｃｈマルチコネクタを設置すること。

（４） アンプ室コンセント盤

① 文楽劇場アンプ室内の、小ホール電力増幅架内のコンセント盤配置を変更すること。

（５） 客席コンセント盤

① 既設の客席後ろ、客席下手カメラコンセント盤を改修し音響回線をそれぞれ４回線設置すること。

② 客席下手カメラコンセント盤と前室間にケーブル通線口を設けること。

３．周辺機器架

（１） 周辺機器架１

① 音響調整卓上部に設置すること。

② ＥＩＡ規格に準拠し、高さは２０Ｕ、奥行きは約５０センチとすること。

③ 以下の機器を設置、接続すること。

1) ＩＴＶカメラ電源（既設）　３台

2) ＩＴＶ変調機（既設）　３台

3) マスタークロックジェネレーター　１台

Brainstorm 社 DCD8 と同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。

4) 舞台パワーアンプ（既設）　１台

5) エアーマイク用ヘッドアンプ　１台

GRACE DESIGN 社 m201 と同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。

6) カゲアナウンス用ヘッドアンプ　１台

スタジオイクイプメント社 610A20 と同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。

7) インカム子機　１台

クリアーカム社 MS-702、GN-450 と同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。

カゲアナウンス使用時は、自動的に音声がディマーレベルになること。

8) デジタルシグナルプロセッサー（制御 PC を含む）１式

ヤマハ社 DME24N と同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。

9) ＣＤレコーダー　２台

TEAC 社 SS-CDR200 と同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。

10）ワイヤレス送受信機　3ch

SONY 社 DWZ-M70 と同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。

充電池及び充電器を付属させること。

11）ワイヤレス受信機（既設）　6ch

12）スペクトラムアナライザー(動作 PC を含む)　1式

Rational Acoustics 社 SMAART と同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。

④ 周辺機器架前面にロールスクリーンを設置すること。

⑤ 各機器間に通風ブランクパネルを設置すること

⑥ 空きスペースにドローワーを設置すること。

⑦ 周辺機器架１舞台側面にＩＴＶモニターを設置すること。

⑧ 角にプロテクターを貼ること。

（２） 周辺機器架２

① 音響調整卓右側に、移動できる形で設置すること。

② ＥＩＡ規格に準拠し、高さは２６Ｕ程度、奥行きは約５０センチとすること。

③ 以下の機器を設置、接続すること。

1）ラック明かり　１台

FURMAN 社 RL-LED と同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。

2）ＭＤレコーダー　２台

TEAC 社 MD-CD1B MKⅢと同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。

3）ＣＤレコーダー　２台

TEAC 社 SS-CDR200 と同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。

4）カセットレコーダー　２台

TEAC 社 202MKV と同等品、またはそれ以上の機能、性能を有するもの。

入出力はバランス型＋４ｄＢに変換すること。

5）カセットレコーダー（既設）　１台

④ 下部後面に舞台コンセント（舞台中上手）を設置すること。

⑤ 周辺機器架前面に格納式の扉を設けること。

⑥ 機器間に引出しテーブルを設置すること。

⑦ 空きスペースにドローワーを設置すること。

⑧ 下部前後面に電源コンセントを設置すること。

４．その他

（１） カゲアナウンス機器

① 音響調整卓左側にカゲアナウンス機器を設置すること。

② アーム式マイクスタンドを設置すること。

③ マイクロホンカフはモニター切替機のディマー制御ができること。

（2） 電源制御

① 現状の電源ブレーカー及び電源リモートを整理し、周辺機器架１内に集約させること。

② 御操作防止用にカバー及び鍵を装備すること。

③ 操作面は周辺機器架１へ設置すること。

（3） 壁面の改修

① 現在の音響調整卓正面の壁面を撤去し、新規壁面を設置すること。

② 壁面仕上げは高密度グラスウールボードにクロス張り仕上げとすること。

③ 仕上げ色は現状近似色とすること。

（4） 操作用椅子

① 操作用椅子を２脚装備すること。

② KOKUYO 社 Wizard2 と同等品とすること。

（5） ＩＴＶ機器の収納

① 既設のＩＴＶ機器を周辺機器架１に設置すること。

② カメラリモートは、音響調整卓前面壁に設置すること。

③ 映像入出力は、音響調整卓コンセント盤を経由すること。

（6） 音響調整卓用マイク

① audio technica 社 AT961Ra Hyper を６本付属させること。

② audio technica 社 AT4050ST をエアーマイクとして設置すること。

（7） 手元明り

① 周辺機器架１、２用として、天井に手元明りを設置すること。

② 音響調整卓コンセント盤用として天井に手元明りを設置すること。

③ 天井の手元明りはライティングレール式とすること。

④ 音響調整卓用として周辺機器架１の底面に手元明りを設置すること。

⑤ カゲアナウンス用として手元明りを設置すること。

⑥ 各手元明りは調光ができるライトコントローラーに一括接続し、手元でリモコン操作ができること、また明るさの記憶ができること。
PANASONIC 社ﾗｲﾄﾏﾈｰｼﾞｬｰ と同等品とすること。

（8） 床面の改修

① 音響調整卓周辺の床面にタイルカーペットを敷くこと。

（9） 防音扉の取外し

① 小ホール防音扉を取外し、劇場内に保管すること。

(10) 吊物操作盤の移設

① 小ホール吊物操作盤を移設すること。

以上